委 任 約 諾 書

委任者（甲）は、受任者・訴訟委任状記載の弁護士ら（乙）との間の委任契約の締結にあたり、以下の事項を約諾する。

第１条　委任事務の範囲

甲は、乙に対して、下記事項を委任する。

事件の表示　気候変動対策に係る国家賠償請求訴訟（気候正義訴訟）

事件の範囲　第一審、控訴審、上告審（関連事件抗告等は別途協議とする）

第２条　事前承認事項

甲は、乙に対して、第１条に定める事項を委任するに際して、本訴訟の目的・趣旨に鑑み、下記事項を承認する。

① 甲は、本訴訟とは別の紛争案件等について、乙が自身の相手方の代理人となっていないことを確認した。

② 乙は、甲以外の者から委任を受け、必要に応じて、弁護団員を増減できる。

③ 乙は、本訴訟に関する甲に対する報告を、原則としてホームページや SNS などを通じて行うこととし、甲への個別の報告はしない。

④ 甲は、本訴訟の原告らで構成する原告団に加入し、その活動に協力する。

⑤ 甲は、乙の示した訴訟概要で提訴することに同意し、訴訟の進行・方針、和解、上訴等の判断について、乙に一任する。

⑥ 甲は、乙に対し、自らが、本書面の提出日において、暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

⑦ 以下の各号のいずれかに該当する場合において、乙は、甲との委任契約を解除することができる。

（1）甲が、本承認事項に違反した場合

（2）その他、甲が他の原告に対する迷惑行為や本訴訟の趣旨・目的を阻害する活動を行う等、委任契約を維持することが適切でない事由が存すると乙が判断する場合

⑧ 甲は、乙が必要とする費用のうち、甲が支払う参加費 1000 円を超過する部分について、甲のために一般社団法人 JELF または気候正義訴訟の会が支払うことについて、同意する。

⑨ 乙は、甲が支払う参加費 1000 円を本書面の提出以降、理由の如何を問わず返金しない。

⑩ 甲は、氏名又は連絡先に変更があったときは、直ちに乙に連絡し、乙の求めに応じて必要な資料等を提出する。

年　　月　　日

委任者（甲）

住所

氏名　　(印)